

議案第13号

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、マンションの容積率の特例許可申請に関する規定を改め、併せて規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の68の6の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同表の125の8の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表の125の9の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改め、同表の125の11の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「容積率に」を「容積率又は各部分の高さに」に、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に、「の容積率の」を「又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の125の8の項及び125の9の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の125の11の項の改正規定 令和8年4月1日
- (3) 別表第1の68の6の項の改正規定 令和8年5月1日